

## 支援センターさくら

### 事業概要

障害のある人やその家族の思いや願いを大切にし、その人らしさや機能を最大限に引き出す利用者主体の支援を追求し、ニーズに応える良質かつ適切なサービス提供に努める。また、新たな制度を見据え、支援センターさくらの持つ資源の有機能化と有効活用を図り、安定的で持続可能な事業運営を目指す。

23年10月に自立訓練事業(宿泊型)に移行する「大東通勤寮」、14カ所のグループホームの入居者の豊かな生活の実現に向け支援する「ホームズさくら」、障害種別を問わず就業と生活を一体的に支援する「北河内東障害者就業・生活支援センター」、事業の目的をより明確に示したプログラムに基づき、就労から職場定着を目指す「就労移行支援事業」、就労継続A型事業として、当事者雇用とリアルな就業体験の場である「スワンカフェ&ベーカリー大東店」等、障害のある人の生活や暮らし、就労を支援する様々な事業を展開している。今年度は各職員の職業倫理、知識、支援技術・技能を高め、支援センターさくら全体の総合支援力の向上に結びつけ、利用者とその家族、そして地域から「笑顔、安心、満足、信頼」をいただく事業を推進する。

### 支援センターさくら 事業一覧

#### I 生活支援部門

- 1 大東通勤寮
- 2 ホームズさくら(共同生活介護・共同生活援助事業)
- 3 短期入所・日中一時支援事業

#### II 相談支援部門

- 1 さくら相談支援事業
- 2 北河内東障害者就業・生活支援センター事業
- 3 大東市地域就労支援事業
- 4 障害児等療育支援事業(育成会受託)

#### III 就労支援部門

- 1 就労移行支援事業
- 2 就労継続支援A型事業(スワンカフェ&ベーカリー大東店)

#### I 生活支援部門

## 1 大東通勤寮

知的障害者福祉法第21条の8に基づき、既に就労(福祉的就労を含む)しているか就労することが確実な方に2年の有期限で日常生活と継続就労を支援する。

職場に通勤しながら地域で自立した生活を目指す知的障害のある人に対して、快適な個室と住環境を整え、独立自活に必要な助言及び支援を行う。とりわけ安定した就労や日常生活が営めるよう、利用者個々に合った自分らしい豊かな生活を目指し支援を行い社会参加の促進を図る。

また、23年度内には新体系への移行を実施し、自立訓練(宿泊型)事業所として適切な利用者支援の提供を行う。移行に伴う支給決定の変更等、援護市と連携を密にし、円滑な移行を実施する。

さらに、現在の寮の娯楽スペースを、利用者の勉強会等に使う多目的室として整備を行い、居住環境の改善を図る。

## 2 ホームズさくら(共同生活介護・共同生活援助事業)

現在ある14ヶ所のグループホームの入居者に対して、主体的で豊かな生活が実現できるよう個別支援計画に基づいた支援内容の充実を図るとともに、世話人、生活支援員、必要に応じて家族を含めた定例ミーティングを実施し連携強化に努める。

また、各グループホームの利用者一人一人の状況に応じて、生活習慣病予防等健康管理、居室の清掃、片付け等の支援強化による快適な居住環境の整備、余暇の支援、これらに伴う世話人の資質向上のための支援等、生活の質のさらなる向上に努める。

## 3 短期入所・日中一時支援事業

知的障害児者の緊急一時利用及び、将来の自立生活をイメージした生活能力訓練等を行う。また、地域生活支援事業(日中一時支援)の実施による日中活動の提供など、より幅広いサービスの提供により、利用者ニーズに応じていく。

取り分け、利用者の受け入れにあたってはケアマネジメントの手法を活用し、当該利用者のニーズに合わせて関係機関等との十分な連携を図るなど、見通しのあるサービス提供に努める。

## II 相談支援部門

### 1 さくら相談支援事業

地域の知的障害のある人やその家族等を対象とした相談支援事業を実施。ケアマネジメントの手法を取り入れ、利用者のニーズを実現できるよう地域の社会資源を活用しながらサービス利用等にかかるコーディネートを行う。また、相談体制の平準化を目的として、相談支援従事者間の情報交換を促進し連携強化を図るとともに、相談対応にかかる技術向

上のための取り組みの充実を目指す。

## 2 北河内東障害者就業・生活支援センター事業

就業と生活を一体的に支援する本事業は、本年度においても地域における就業支援のネットワークを活用しながら、就業・生活相談の取り組みと、障害者雇用啓発という両面からその活動を以下のように行う。

知的障害者ジョブガイダンスの実施

精神障害者ジョブガイダンスへの参画

市庁舎内における実習の実施

さらなる企業実習の場の拡大

精神障害者、発達障害者の就業支援ノウハウの蓄積

生活支援の充実

自立支援協議会の参加協力

## 3 大東市地域就労支援事業

大東市役所内に職員を派遣し、就労支援コーディネーターとして、障害者だけではなく母子家庭や高齢者など就職困難者の相談を受ける。

## 4 障害児等療育支援事業(育成会受託)

主に地域からのニーズについて、ケアマネジメント手法を取り入れながら、相談を受け付ける。また、必要に応じて訪問による継続相談の実施や、余暇活動支援、他の資源へ繋ぐコーディネート等を行う。

# Ⅲ 就労支援部門

## 1 就労移行支援事業

障害者自立支援法等の法令を遵守し、社会福祉法人育成会の役割や目的にのっとり、利用する障害者等に対して、利用者を主体とする自活に必要な就労支援・社会生活支援サービスを提供する。そして、個々の可能性を引き出し、独立かつ自立性のある社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

23年度は、より質の高い就労支援プログラムの実現を目指して作業種目等の見直しを行い、さらにリアルな社会生活体験を見込める作業の策定や、段階性で提供しているそれぞれの支援について、具体的な意味合いや位置づけを整理するなど、チームでの支援の充実を図る。

就職者数の目標を昨年度実績を上回る形で設定し、就労支援、職場定着支援の充実に努める。一方で、就職者の増は利用者数の減に直結するため、昨年度と同様に、近隣の市

町村やハローワーク、各支援機関への積極的な利用者の募集を継続して行う。また支援学校や専修学校等についても、進路担当部門との懇談会を継続し、連携強化を図るとともに、児童生徒やPTAを対象にした見学会についても随時受け入れ、利用者数の確保に努めていく。

## 2 就労継続A型事業(スワンカフェ&ベーカリー大東店)

店舗での製造及び接客業務等、雇用契約に基づく就労機会の提供を通じ、働く喜びや社会との繋がりを実感し、自分らしい豊かな生活の実現にむけた支援を提供する。また、法人内における社会事業としての役割を踏まえ、安定した事業経営の確保と当事者雇用の継続を図り、福祉と経営の両立を目指すモデルとなりえるよう事業の充実に努める。

### 支援センターさくら（相談支援）

#### 【事業目的】

大阪府指定の相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供する。

#### 【運営方針】

- 1 利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号  
電話 072-871-0030 FAX072-889-2365

【職員配置】 管理者 1 名 相談支援専門員 2 名

#### 【営業日及び時間等】

事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで

但し、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く。  
サービス提供日・時間 利用者等の必要に応じて実施する。

【対象者】 大阪府域の知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談
- (2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施
- (3) サービス利用計画の原案の作成
- (4) サービス担当者会議の開催
- (5) サービス利用計画の作成
- (6) モニタリング（サービス利用計画の実施状況の把握）の実施 等

ホームズさくら（共同生活援助・共同生活介護）

【事業目的】

大阪府指定の共同生活援助及び共同生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスを提供する。

【運営方針】

- 1 利用者が自立を目指し、地域において共同で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつ又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】

名称	所在地	入居定員
あかねホーム	東大阪市加納 3-9 府営東大阪加納住宅 8 棟 404 号	4 名
アンサンモニー	大東市末広町 4 府営大東末広住宅 2 棟 109 号及び 1 棟 904 号	5 名
シンフォニー	寝屋川市松屋町 19-1 ローズハイツ香里園 1119 号	4 名

ベレール	大東市北新町 府営大東北新町住宅 8 棟 202 号・505 号	6 名
クレール	大東市寺川 1 府営大東寺川住宅 11 棟 604 号・801 号	5 名
フーガ	大東市朋来 1 府営大東朋来住宅 44 棟 502 号・503 号	5 名
氷野ホーム	大東市氷野 2-8-8 OKハイツ大東 1 号館 132 号	4 名
OKホーム	四條畷市中野新町 13-6 OKハイツ 8 号館 201 号・101 号・106 号	4 名
きたしんまち ホーム	大東市北新町 府営大東北新町住宅 7 棟 403 号・503 号	6 名
新きたしんまち ホーム	大東市北新町 府営大東北新町住宅 18 棟 401 号・501 号	5 名
ほうらいホーム	大東市朋来 2 府営大東朋来住宅 18 棟 201 号・202 号	6 名
すえひろホーム	大東市末広町 3 府営大東末広住宅 208 号・511 号	6 名
はいづかホーム	大東市灰塚 3-2-46 ベレッツア灰塚 102 号 103 号 106 号 207 号 301 号	4 名
第 2 すえひろ ホーム	大東市末広町 3 府営大東末広住宅 1 棟 911 号・1010 号	6 名

【職員配置】 管理者 1 名 サービス管理責任者 3 名  
世話人 45 名 生活支援員 4 名

【対象者】 知的障害者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供及び入浴・排せつ・食事等の介護
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 職場等との連絡・調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助



	(3) 日用品費		1,756円
	(4) 修理・買い替え費	月額	2,000円
	(5) 食材料費	朝食200円・夕食600円 お弁当(昼食)	1食 300円
フーガ	(1) 家賃	月額	11,112円
	(2) 光熱水費	月額	7,700円
	(3) 日用品費		1,188円
	(4) 修理・買い替え費	月額	2,000円
	(5) 食材料費	朝食200円・夕食600円 お弁当(昼食)食材料費	1食 300円
氷野ホーム	(1) 家賃	月額(ベランダ有) 月額(ベランダ無)	25,250円 24,250円
	(2) 光熱水費	月額	10,000円
	(3) 日用品費		2,000円
	(4) 修理・買い替え費	月額	2,000円
	(3) 食材料費	朝食200円・夕食600円 お弁当(昼食)食材料費	1食 300円
OKホーム1	(1) 家賃	月額	28,500円
	(2) 光熱水費	月額	7,000円
	(3) 日用品費	月額	1,000円
	(4) 修理・買い替え費	月額	2,000円
	(5) 食費	月額	20,000円
		お弁当(昼食)食材料費	1食 300円
OKホーム2	(1) 家賃	月額	43,000円
	(2) 光熱水費	月額	8,000円
	(3) 日用品費	月額	1,000円
	(4) 修理・買い替え費	月額	2,000円
	(5) 食費	月額	20,000円
		お弁当(昼食)食材料費	1食 300円
きたしんまちホーム	(1) 家賃	6畳 月額	10,149円
		4.5畳 月額	7,611円
	(2) 光熱水費、	月額	8,000円
	(3) 日用品費	6畳 月額	1,051円
		4.5畳 月額	1,039円
	(4) 修理・買い替え費	月額	2,000円
	(5) 食費	月額	20,000円

	お弁当(昼食)食材料費 1食 300円
新きたしんまちホーム1 (401号)	(1) 家賃 6畳 月額 9,781円 4.5畳 月額 7,336円 (2) 光熱水費、 月額 9,000円 (3) 日用品費 6畳 月額 1,219円 4.5畳 月額 1,236円 (4) 修理・買い替え費 月額 2,000円 (5) 食費 月額 20,000円 お弁当(昼食)食材料費 1食 300円
新きたしんまちホーム2 (501号)	(1) 家賃 月額 13,450円 (2) 光熱水費、 実費 (3) 日用品費 実費 (4) 食費 実費
ほうらいホーム	(1) 家賃 6畳 月額 8,400円 4.5畳 月額 6,300円 (2) 光熱水費、 月額 10,000円 (3) 日用品費 月額 1,400円 (4) 修理・買い替え費 月額 2,000円 (5) 食費 月額 20,000円 お弁当(昼食)食材料費 1食 300円
すえひろホーム	(1) 家賃 6畳 月額 12,800円 4.5畳 月額 9,800円 (2) 光熱水費、 月額 10,000円 (3) 日用品費 月額 1,200円 (4) 修理・買い替え費 月額 2,000円 (5) 食材料費 朝食200円・夕食600円 お弁当(昼食)食材料費 1食 300円
はいづかホーム	(1) 家賃(共用室分) 月額 8,600円 個室 301号 月額 50,000円 個室 その他 月額 40,000円 (2) 共益費 月額 3,000円 (3) 光熱水費(共用室分) 月額 4,000円 個室分は実費 (4) 日用品費(共用室分) 月額 1,000円 (5) 修理・買い替え費 月額 2,000円 (6) 食材料費 朝食200円・夕食600円

	お弁当(昼食)食材料費	1食	300円
第2すえひろホーム	(1) 家賃	6畳 月額	12,677円
		5畳 月額	10,564円
		4.5畳 月額	9,507円
	(2) 光熱水費、	月額	8,000円
	(3) 日用品費	月額	2,000円
	(4) 修理・買い替え費	月額	2,000円
	(5) 食材料費	朝食200円・夕食600円	
	お弁当(昼食)食材料費	1食	300円

#### 【入居に当たっての留意事項】

- (1) 個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
- (2) 利用者はお互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めること。
- (3) 社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めること。

### 支援センターさくら（就労移行支援）

#### 【事業目的】

指定就労移行支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労移行支援の提供を確保することを目的とする。

#### 【運営方針】

- 1 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号

電話 072-871-0030 FAX072-889-2365

【職員配置】 管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名

生活支援員 10 名 就労支援員 4 名  
調理員 業務委託 事務員 2 名 医師（非常勤嘱託）1 名

**【営業日及び時間等】**

営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで。但し、夏期  
休暇期間（8月13日～15日）及び国民の祝日、12月29日～  
1月3日を除く。

サービス提供時間 午前9時から午後4時30分

**【利用定員】** 50名

**【対象者】** 知的障害者

**【サービスの提供方法及び内容】**

- (1) 就労移行支援計画の作成
  - (2) 食事の提供
  - (3) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
  - (4) 身体等の介護
  - (5) 生産活動（ミシン、軽作業、ふすま等の張替え、洗車、製パン・喫茶等）
  - (6) 実習先企業等の紹介
  - (7) 求職活動支援
  - (8) 職場定着支援
  - (9) 生活相談
  - (10) 健康管理
  - (11) 訪問支援
  - (12) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (2) から (11) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

**【利用者から受領する費用の額等】**

昼食 1食につき450円（うち食材料費290円）

日用品費の実費

**支援センターさくら（短期入所・日中一時支援）**

**【事業目的】**

指定障害福祉サービスの短期入所（以下「指定短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

**【運営方針】**

- 1 利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

**【所在地】** 大阪府大東市末広町 15 番 6 号

電話 072-871-0030 FAX072-889-2365

**【職員配置】** 管理者 1 名 生活支援員 10 名

調理員 2 名

**【営業日及び時間等】**

営業日・時間 月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 45 分まで。但し、夏期休暇期間（8 月 13 日～15 日）及び国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く。

サービス提供時間 午後 4 時 30 分から翌朝の午前 9 時 30 分

※前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

**【利用定員】** 6 名

**【対象者】** 知的障害児・者

**【サービスの提供方法及び内容】**

- (1) 食事の提供
  - (2) 入浴又は清拭
  - (3) 身体等の介護
  - (4) 生活訓練
  - (5) 生活相談
  - (6) 健康管理
  - (7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (1) から (6) に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。

**【利用者から受領する費用の額等】**

- ・朝食 1 食につき 300 円（うち食材料費 200 円）
- ・昼食 1 食につき 472 円（うち食材料費 290 円）
- ・夕食 1 食につき 700 円（うち食材料費 450 円）
- ・居宅に係る光熱水費 1 日につき 180 円
- ・日用品費 50 円
- ・その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び

障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費

### 支援センターさくら 大東通勤寮

#### 【事業の目的】

指定知的障害者通勤寮事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定知的障害者通勤寮の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定施設支援の提供を確保することを目的とする。

#### 【運営の方針】

労働と生活の結びつきをより強く認識できるような取り組みを行い、地域社会の中で自分らしい豊かな生活が営めるよう、自立に向けた援助を行い、社会参加の促進を図る。

平成 23 年秋を目処に、新体系事業所(自立訓練宿泊型)へ移行する。これに伴い、支給決定の変更等、援護市との連絡を密にし、円滑な移行を実施する。また、新体系事業所として 2 年の利用期限内の目標設定と達成程度を意識した個別支援計画を新たに策定する。

#### 【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号

電話 072-869-3322 FAX072-869-3323

#### 【職員配置】 管理者 1 名 生活支援員 9 名 調理員 業務委託

医師(非常勤嘱託)1 名

#### 【営業日及び時間等】 年中無休

#### 【利用定員】 20名

#### 【対象者】 知的障害者

#### 【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 生活支援
- (2) 就労支援
- (3) 食事の提供
- (4) 健康管理・金銭管理の援助
- (5) 余暇活動の支援

#### 【利用者から受領する費用の額等】

・食事費 朝262円(人件費等経費62 円 食材費200円)